

令和 7 年第 7 回
教育委員会定例会
会議録

令和 7 年 7 月 2 9 日

学校教育部 教育総務課

様式第3号（第13条関係）

会議録

会議の名称	令和7年第7回教育委員会定例会	
開催日時	令和7年7月29日（火） 開会時刻午後3時00分 閉会時刻午後3時25分	
開催場所	朝霞市役所 401会議	
出席者の職・氏名	別紙のとおり	
欠席者の職・氏名	別紙のとおり	
議題	別紙のとおり	
会議資料	別紙のとおり	
会議録の作成方針	☒ 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	☐ 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	☐ 要点記録	
	☐ 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	☒ 会議録の確認後消去 ☐ 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 出席者全員による確認	
傍聴者の数	0人	
その他の必要事項	一部非公開	

令和7年第7回

教育委員会定例会

令和7年7月29日(火)
午後3時00分から
午後3時25分まで
朝霞市役所401会議室

- 1 開 会 宣 言
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 会議録の承認・訂正
- 4 教育長月間行事の承認
- 5 教 育 長 の 報 告
- 6 議 案 の 審 議
- 7 そ の 他
- 8 閉 会 宣 言

出席者

教 育 委 員 会 教 育 長
教育委員会教育長職務代理者
教 育 委 員 会 委 員
教 育 委 員 会 委 員
教 育 委 員 会 委 員

二 見 隆 久
平 木 倫 子
高 橋 松 久
森 島 史 枝
上 野 正 道

説明のための出席者

学 校 教 育 部 長
生 涯 学 習 部 長
学校教育部次長兼教育総務課長
生涯学習部次長兼生涯学習・スポーツ課長
生涯学習部参事兼中央公民館長
教 育 管 理 課 長
教 育 指 導 課 長
学 校 給 食 課 長
文 化 財 課 長
図 書 館 長

福 士 昌 三
奥 山 雄三郎
関 口 豊 樹
長 谷 修
堀 川 政 昭
横 瀬 修 克
手 島 牧 子
星 加 敏 昭
藤 原 真 吾
増 田 潔

事務局

教育総務課主幹兼課長補佐

河 本 幸 雄

教育総務課教育総務係長

佐藤 卓

教育総務課教育総務係主任

馬見塚 由子

欠席者

なし

(会議議題)

◎ 教育長報告事項

- ①専決処理について（朝霞市就学支援委員会委員の解任及び任命について）
- ②令和7年第2回朝霞市議会定例会における教育関係一般質問の概要について
- ③いじめに関する調査結果（5月分）について
- ④令和7年度中学校自由選択制について
- ⑤令和7年度特認校制度について
- ⑥令和7年度第49回市民芸能まつりにについて
- ⑦令和7年度朝霞市市民人権教育研修会について
- ⑧第4次朝霞市生涯学習計画について
- ⑨令和7年度第1回朝霞市公民館運営審議会について
- ⑩令和7年度第1回朝霞市立図書館協議会について
- ⑪令和7年度第39回図書館まつりにについて

◎ 提出議案

議案第47号 第3期朝霞市教育振興基本計画の基本理念について

議案第48号 朝霞市教育委員会職員の人事に関することについて

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

◎1 開会宣言

○二見教育長

ただいまから令和7年第7回朝霞市教育委員会定例会を開きます。

◎2 会議録署名委員の指名

○二見教育長

初めに、会議録署名委員の指名を行います。

本日開催の会議における会議録の署名につきましては、上野委員にお願いしたいと存じます。

◎3 会議録の承認・訂正

○二見教育長

次に、会議録の承認でございます。

令和7年第6回教育委員会定例会の会議録について、追加、訂正等があればお申し出いただきたいと思います。

追加、訂正がなければ、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

異議がございませんので、原案のとおり承認することといたします。

次に、本日の議事でございますが、教育長報告事項が11件、提出議案が2件でございます。

なお、本日の議案につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項に該当するものはございませんでした。

さて、ここで議事を非公開とすることについて発議させていただきます。教育長報告事項の3点目「いじめに関する調査結果（5月分）について」につきましては、児童生徒の個人情報保護の観点から、また、議案第48号「朝霞市教育委員会職員の人事に関することについて」につきましては、人事に関する案件でございますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項に基づき、会議を非公開とすることを御提案します。なお、会議を非公開にするには、非公開の発議を出席者の3分の2以上の多数で議決した場合でございます。これより、採決いたします。

教育長報告事項3点目並びに議案第48号につきまして、議事を非公開とすることに賛成の者の挙手を求めます。

（全員挙手）

挙手総員です。

よって、教育長報告事項3点目並びに議案第48号につきましては、議事の最後に非公開で行うことに決します。

◎4 教育長月間行事の承認

○二見教育長

次に、教育長月間行事の承認に入ります。

令和7年6月の教育長月間行事实績及び令和7年8月の教育長月間行事予定につきましては、配付資料のとおりとなります。

これらの行事につきまして、御異議ございませんか。

異議がございませんので、教育長月間行事を資料のとおり承認することにいたします。

◎5 教育長の報告

○二見教育長

次に、教育長の報告に入ります。

事前に配付しております、教育長報告事項のうち、1点目及び8点目以外につきましては、担当からの説明を省略します。

1点目及び8点目の説明後に、質疑応答に入ることといたします。

それでは、教育長報告事項1点目につきまして、説明をお願いします。

学校教育部長。

○説明員・福士学校教育部長

専決処理の状況につきまして御報告申し上げます。

朝霞市就学支援委員会条例第4条第2項、第6条第2項の規定に基づき、朝霞市就学支援委員会委員の解任及び任命を行うものです。

朝霞第五中学校より就学支援委員の推薦についての報告が6月定例会の直前であり、時間的余裕がなかったため、専決処理といたしましたことを御報告申し上げます。以上でございます。

○二見教育長

続いて、教育長報告事項8点目につきまして、説明をお願いします。

生涯学習部次長。

○説明員・長谷生涯学習部次長兼生涯学習・スポーツ課長

生涯学習・スポーツ課からは、第4次朝霞市生涯学習計画について御説明いたします。

現在、第3次朝霞市生涯学習計画の計画期間が、令和8年度までとなっているため、令和7年度から令和8年度にかけて第4次朝霞市生涯学習計画を策定する予定でございます。

令和7年度の主な会議内容としましては、計画策定にかかる委託事業者をプロポーザル方式で選定し、アンケート及びヒアリング調査等の実施及び分析を行う予定でございます。

また、計画策定全般につきましては、庁内の各部長等が推薦する次長級若しくは課長級職員で構成される生涯学習推進会議及び社会教育関係者や学識経験者等によって構成される社会教育委員会会議において御意見を伺いながら進めてまいります。

令和8年度は、アンケート調査等の分析や国・県などの状況を踏まえ、骨子案並びに素案を作成し、策定に向けて進めてまいります。

なお、本日追加で配付させていただきました名簿は、表面が庁内で組織する生涯学習推進会議委員名簿、裏面が朝霞市社会教育委員名簿となっております。報告は以上となります。

○二見教育長

報告事項についての説明が終了となりました。それでは、非公開とされた、3点目以外の報告事項について、御質問等はありませんか。

森島委員。

○森島委員

教育長報告事項の2点目、13ページにある放課後子ども教室の利用について、夏休みに入っていると思いますが、1日の利用は何時から何時までで、今現在どれくらい子どもたちが夏休みの期間に利用しているのか教えてください。

○二見教育長

生涯学習部次長。

○説明員・長谷生涯学習部次長兼生涯学習・スポーツ課長

夏休みに入りまして、預かりの時間は朝9時から夕方5時までとなっております。夏休みに入ってから利用状況につきましては、1学期の時よりも増えまして、概ね4、50人、ときには60人になることもあります。

○森島委員

ありがとうございます。

○二見教育長

よろしいでしょうか。他にございますか。それでは御質問がないようでございますので、これで教育長の報告を終わります。

◎6 議案の審議 議案第47号 第3期朝霞市教育振興基本計画の基本理念について

○二見教育長

次に、議案の審議に入ります。

議案第47号 第3期朝霞市教育振興基本計画の基本理念についてを議題といたします。提案理由の説明をお願いいたします。

学校教育部長。

○説明員・福士学校教育部長

議案第47号の提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、第3期朝霞市教育振興基本計画の基本理念について議決を求めるものでございます。

第3期朝霞市教育振興基本計画の基本理念につきましては、令和7年第6回教育委員会定例会

で議決された「第3期朝霞市教育振興基本計画の策定方針について」の中でお示しさせていただきましたが、資料に訂正があるため、改めて議決を求めるものでございます。

具体的に申し上げますと、先月に開催されました、令和7年第6回教育委員会定例会の会議資料には、基本理念（案）を「豊かな心で ともに未来をひらく 朝霞の教育」と掲載していましたが、正しくは「豊かな心で ともに未来をつくる 朝霞の教育」として、次期計画を策定してまいりたいと考えております。

よろしく御審議の上、御承認くださるようお願い申し上げます。

○二見教育長

それでは、本議案について質疑をお願いします。

○二見教育長

よろしいでしょうか。前は資料が間違えておりまして大変失礼いたしました。質疑がなければ、質疑を終結します。これより採決いたします。

議案第47号を原案のとおり可決することに賛成の者の挙手を求めます。

（全員挙手）

挙手総員です。よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

◎7 その他

○二見教育長

次に、その他に入ります。

非公開とされた案件以外で、事務局または委員の皆様から何かございますか。

教育指導課長。

○説明員・手島教育指導課長

教育指導課の方から朝霞市立朝霞第五小学校における避難所開設訓練について御報告申し上げます。

7月24日木曜日、朝霞市立朝霞第五小学校におきまして、朝霞市危機管理室所管の避難所開設訓練に、職員研修の一環として参加いたしました。危機管理室、学校、地域の連携及び学校職員の意識向上を目的として実施いたしました。参加者数については別紙のとおりとなっております。

訓練の様子としましては、防災倉庫に保管されている物の確認と運び出し、トランシーバーを使った防災無線の確認、避難所における受付業務の行い方の確認、間仕切りテントの設営、収納体験等を行ったあとで、有事に備え参加者それぞれの立場から意見を出し合うディスカッションを行いました。

時間の限られた中での訓練でしたが、参加者が災害を自分事としてとらえ、災害前、災害時に自分ができることや、自分がすべきことを見つめなおす大変貴重な機会となりました。今後はこの取組を市内の他の学校に拡大していけるよう働きかけてまいります。

○二見教育長

ただいまの報告について御意見、御質問等ございますか。これについては4月の校長会議で私の方から話をしました。今年の能登の地震を受けて、実際に避難所が開設されるときには、こちらは地域対応班で避難所をつくる、こちらは学校でとなかなか住み分けができない。一緒に学校の中でやっていく必要がある。今までは避難所開設訓練は学校はノータッチだった。学校は避難所開設訓練をやっているのは知っていても特に立ち会ったりしなかった。今年は全部の小学校で立ち会ってくれという話をしました。既にほとんどの学校で開設訓練が終了していますが、全ての学校で訓練時にいる教職員や管理職と一緒にこの開設訓練に加わっているという状況です。

この件についてはよろしいでしょうか。他にございますか

学校給食課長。

○説明員・星加学校給食課長

溝沼学校給食センター自動揚物機交換工事について学校給食課より御報告いたします。本日机上に配付させていただきました資料を御覧ください。

始めに概要でございますが、溝沼学校給食センターのフライヤー揚物機が今年4日に故障しました。故障の内容としましては4台のバーナーのうち1台が停止し、とんかつや魚のフライ等の厚手の揚物が調理不能となったものです。業者に修理を依頼したところ、この機器につきましては製造から23年が経過し部品の製造が終了していることから修繕不可能とのことでした。

児童生徒に十分な学校給食を提供する必要があることから、緊急の措置といたしまして新規の機器を発注し、交換工事を実施することといたしましたが、機器が受注生産であり、発注から納品まで2カ月を要することから、予算を流用し、9月末までに設置及び機器の稼働を行うことといたしました。

次に予算につきましては、総額で1,980万円でございます。流用元といたしましては、光熱水費から流用を行い、9月補正で復元することとしております。

見積業者でございますが、本機器が約4,000食の揚物を調理する大型のフライヤーであり、納入業者が限られることから、3社に見積もりを依頼しました。7月23日に見積もり合わせを行った結果、株式会社中西製作所北関東支店との間で契約を行うこととなりました。なお契約につきましては、緊急を有することから地方自治法第167条の2第1項第5号に基づく随意契約を締結する予定でございます。

今後の予定でございますが、9月20日に工事に着手し、現行のフライヤーを撤去し、設置場所の補修等を行ったあと、新たな機器を設置いたします。配管等接続テストを行い、9月28日に竣工予定でございます。なお、工事期間中9月22日から26日までの4回分の給食の提供につきましては栄養士による献立の工夫によりフライヤー及びオーブンを使用しない献立とする予定でございます。説明は以上でございます。

○二見教育長

ただいまの報告について御意見、御質問等ございますか。

高橋委員。

○高橋委員

故障したとのことですが、調理してる最中に故障したということですか。

○説明員・星加学校給食課長

そうです。

○高橋委員

故障した当日の献立と、その日の給食がどうなったかということ、それ以降の献立の切り替えはどのように行ったのでしょうか。

○二見教育長

学校給食課長。

○説明員・星加学校給食課長

当日の給食はコロッケでございました。コロッケにつきましては4台バーナーがあつてそのうち1台がつかなかったのですが、少し長めに流すことによって何とかその日は提供することができました。その後の給食につきましては、幸い夏休みの間際だったので、あと2回分の給食について献立を見たところ、厚手の揚げ物がなかったものですから、ひとまずそちらは切り抜けたところでございます。9月以降の給食につきましては、厚手のものを省いた形で献立を作成して対応する予定でございます。10月からは通常どおりの給食が提供できる予定でございます。

○高橋委員

ありがとうございます。

○二見教育長

他にございますか。よろしいでしょうか。その他は他にございますか。中央公民館長。

○説明員・堀川生涯学習部参事兼中央公民館長

中央公民館コミュニティセンター工事に伴う休館についてでございます。5月15日が入札不調になりまして、改めて7月24日に一般競争入札を行ったところ、応札がございましたので、その工事の期間について御説明いたします。この通知については利用者団体に明日付けでお送りする資料になっておりますが、長寿命工事に伴う休館の期間を令和7年10月20日から令和8年10月31日までとしたいと思っています。中央公民館の仮事務所を図書館の会議室に設置予定です。また、工事の期間、東朝霞公民館と南朝霞公民館の、年末年始のメンテナンスの期間を除いて休館を廃止して開館をする予定でございます。合わせて図書館の視聴覚室を、既に利用されている団体が優先ではありますが、空いているところを公民館使用団体に御案内したいと思えます。説明は以上でございます。

○二見教育長

ただいまの報告について御意見、御質問等ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、その他を終了します。この際、暫時休憩といたします。これからの会議を非公開といたします。関係説明員以外の方の退席を求めます。

暫時休憩

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条7項ただし書の規定により非公開】

◎5 教育長の報告 ③いじめに関する調査結果（5月分）について

◎6 議案の審議 議案第48号 朝霞市教育委員会職員の人事に関することについて

◎8 閉会宣言

○二見教育長

ここで、会議の非公開を解きます。

以上で、本日の議事は全て終わりました。

これをもちまして、令和7年第7回朝霞市教育委員会定例会を終わります。

本日はお疲れ様でございました。